

○津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間，休暇等に関する条例

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は，地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき，津山圏域資源循環施設組合職員の勤務時間，休日及び休暇について定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 職員の勤務時間，休日及び休暇に関する事項については，津山市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 6 年津山市条例第 23 号）を準用する。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。